

ベトナム株式ファンド

投資妙味高まるベトナム株式

平素は「ベトナム株式ファンド」(以下、当ファンド)をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。本レポートでは、ベトナム株式市場の動向と今後の見通し等についてご報告致します。

景気再加速への期待から上昇するベトナム株式市場

- 2022年のベトナム株式市場は、1月に史上最高値を更新後、11月にかけて大きく下落しました。背景には、大手不動産会社の不正な社債発行問題、世界的なインフレ高進に伴う米国の利上げによる米ドル高/ベトナムドン安の進行、通貨防衛のための政策金利引上げに伴う景気減速懸念などが挙げられます。
- 2022年末以降は、これらのマイナス要因が解消に向かいつつあり、ベトナム株式市場は上昇に転じています。具体的には、社債発行の厳格化や社債償還に関する支援、米国での利上げが終盤になるとの見方が増えるなか、4回にわたる政策金利の引下げや、VAT（付加価値税*）の引下げなどによる景気対策を行ったことです。政府、中央銀行が適切に事態を把握し、対策を講じたことにより、景気の再加速が期待されることから、ベトナム株式市場は上昇傾向となり、当ファンドの基準価額も堅調に推移しました。

*日本の消費税のように、EUやアジアの諸国において物品やサービスの購入時に課される税金

<当ファンドの基準価額とベトナム株式のパフォーマンス推移>

2010年6月30日（設定日前日）～2023年7月12日、日次



(注1) 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 当ファンドは2023年7月12日現在において分配を行っていません。

(注3) 騰落率は、実際の投資家利回りとは異なります。

(注4) ベトナム株式はVNインデックス（配当込み、円ベース）を使用。VNインデックス（円ベース）は当ファンドの参考指数です。当ファンドの基準価額算出時の外貨建て資産の円換算には、基準価額算出日前日（休日の場合はその直近の最終取引日）の株価と、基準価額算出日の為替レートを使用しています。そのため、上記グラフのベトナム株式（円ベース）についてはこの計算方法に沿って、基準価額算出日前日の指数値と、基準価額算出日の為替レートから円換算値を算出し指数化しています。

(出所) Bloombergのデータを基に委託会社作成

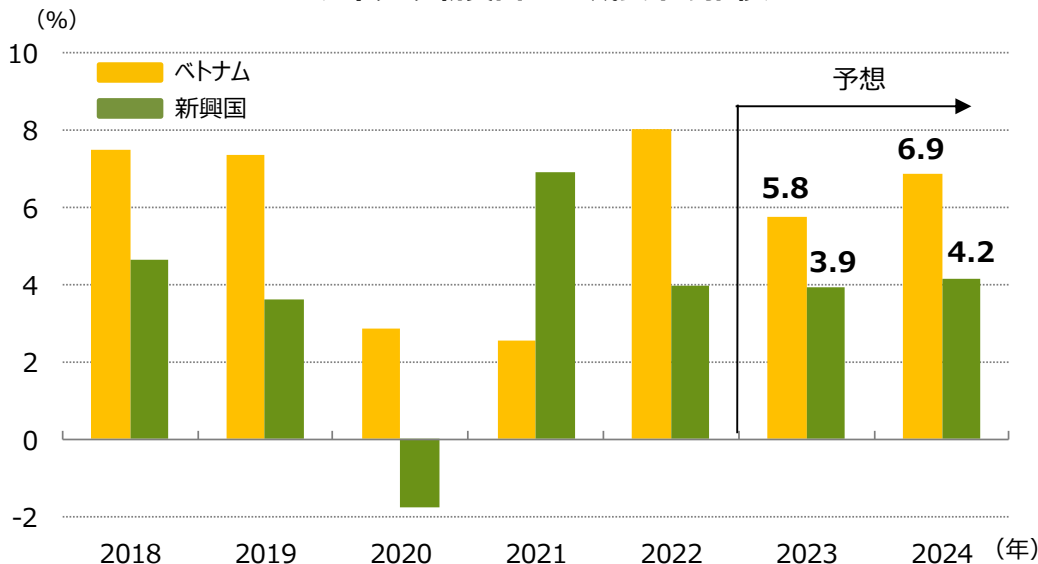
※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用、税金などがかかる場合があります。詳しくは7ページおよび投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

改善が見込まれるベトナム経済

- ベトナムの経済成長率は2023年に5.8%、2024年に6.9%と、新興国を上回る高い経済成長が見込まれます。
- ベトナムのGDPに占める観光業の割合は9.2%（2019年現在）となっています。新たな経済成長のけん引役として観光産業が注目されており、今後の回復が期待されます。

＜ベトナム・新興国GDP成長率の推移＞



ベトナムの世界遺産であるハロン湾



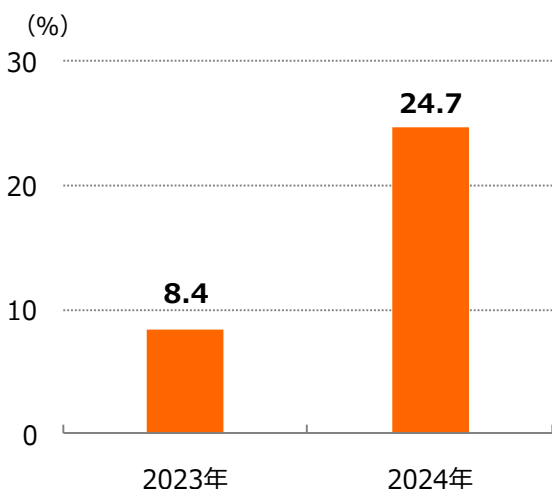
(注) 2023年以降はIMF予想。

(出所) IMF、UNWTO（国連世界観光機関）のデータを基に委託会社作成

高い利益成長が見込まれるが、割安感のあるベトナム株式市場

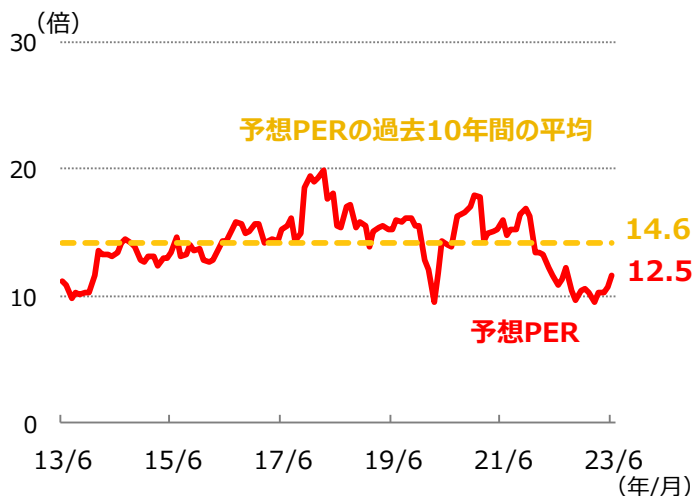
- ベトナム企業の利益成長率は、2023年に8.4%、2024年には24.7%と高い成長が予想され、伸び率が加速する見通しです。株式市場も企業の利益成長による中長期的な上昇が期待されます。
- ベトナム株式市場のバリュエーションは、足元の予想PER（2023年6月末現在）が12.5倍と、過去10年間の平均14.6倍を下回る水準となっており、投資妙味が高まっています。

＜ベトナム株式の予想EPS（一株当たり利益）成長率＞



＜予想PER（株価収益率）の推移＞

2013年6月末～2023年6月末、月次



(注1) ベトナム株式はVNインデックスを使用。

(注2) 予想EPSは2023年6月30日現在のBloomberg予想。

(注3) 予想PERは各月末時点の当期予想利益ベース。予想はBloomberg。

(出所) Bloombergのデータを基に委託会社作成

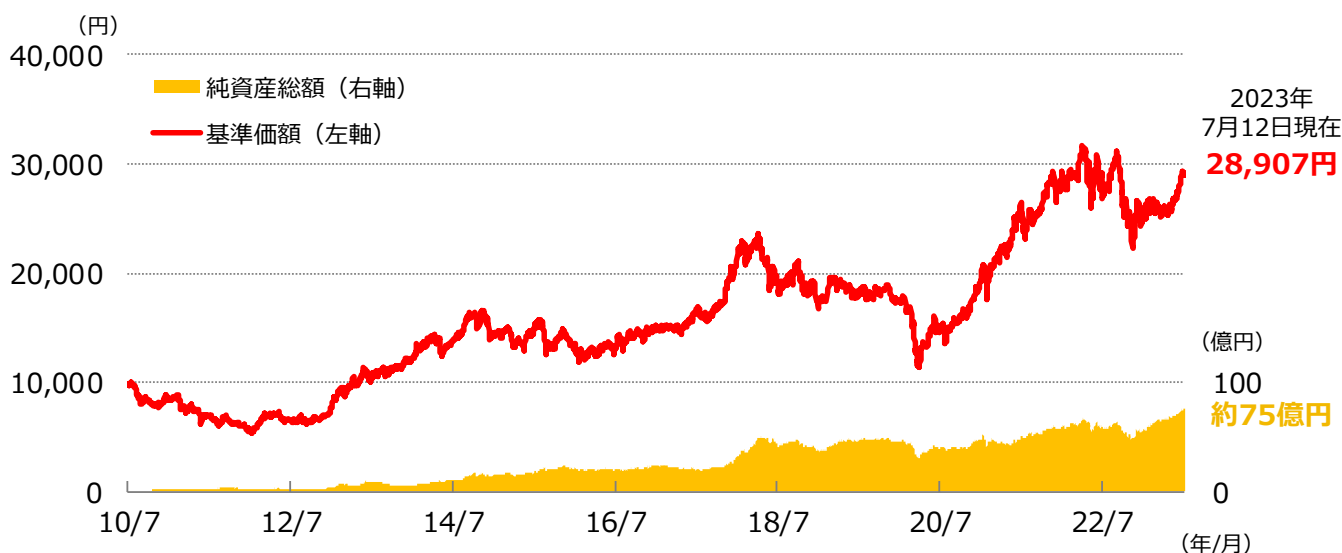
※上記は過去の実績、将来の予想および当資料作成時点の見通しであり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。見直しは今後、予告なく変更することがあります。

市場見通しと運用方針

- 米国における根強いインフレ圧力が世界の株式市場における不透明感として残りますが、6月の利上げを見送るなど、FRB（米連邦準備制度理事会）による利上げ局面が最終段階に近づきつつあることはベトナム株式市場にとっては好材料といえます。
- ベトナム経済に関しては、短期的にグローバル景気の鈍化や不動産市場における信用不安が懸念材料ではありますが、観光業の回復やインフラ投資の推進により国内景気は底堅く推移するとみています。
- 欧米先進国を中心とするインフレ圧力の鈍化や世界景気の底打ちが明確になるにつれて、ベトナム株式市場も企業業績に沿った動きが見込まれます。
- 当ファンドの銘柄選択においては、流動性に留意しつつ、業績の安定性や成長性を重視する方針です。

基準価額と純資産総額の推移

2010年7月1日（設定日）～2023年7月12日



(注1) 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 当ファンドは2023年7月12日現在において分配を行っていません。

※ 上記は過去の実績、当資料作成時点の見通しおよび運用方針であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。見通しおよび運用方針は今後、予告なく変更することがあります。

※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用、税金などがかかる場合があります。詳しくは7ページおよび投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ファンドの特色

1. 主としてベトナムの取引所に上場している株式、および世界各国・地域の取引所に上場しているベトナム企業の株式等に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。
 - 事業展開や収益構造等から実質的にベトナム企業と考えられる他の国籍企業の株式にも投資することがあります。
 - ベトナムの取引所に上場している株式への投資は、当該株式の値動きに連動する有価証券を通じて行うこともあります。
 - 実際の運用は、ベトナム株マザーファンドを通じて行います。
2. 銘柄選定にあたっては、成長性、財務健全性および流動性等に配慮し、厳選投資します。
 - 銘柄選定にあたっては、スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント（ホンコン）リミテッドからの投資助言を活用します。
3. 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

- ※ 流動性等を勘案し、現金等の保有比率を高める場合があります。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

- ※ 当ファンドは特化型運用を行います。

当ファンドの投資対象であるベトナム株式市場には、全体の時価総額に対する構成割合が10%を超える可能性の高い銘柄が存在します。このため、当ファンドにおいても一般社団法人投資信託協会規則に定める純資産総額に対する比率（10%）を超える銘柄が存在することとなる可能性があります。当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生し、ファンドの基準価額が下落することがあります。

- ※ 特化型運用とは

一般社団法人投資信託協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた、ファンドの純資産総額に対する比率（10%）を超えて、特定の発行体の発行する銘柄に集中して投資する運用のことをいいます。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 株式市場リスク

【株価の下落は、基準価額の下落要因です】

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 債券市場リスク

【債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です】

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

■ 信用リスク

【債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です】

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 投資銘柄集中リスク

【特定の銘柄の株式への集中投資は、基準価額が大幅に下落する要因です】

ファンドは、投資環境によっては、同一銘柄の株式の組入比率が高くなる可能性があります。当該同一銘柄の株式の価額が下落する場合には、大きな損失が発生し、ファンドの基準価額が大幅に下落することがあります。

投資リスク

■ 為替変動リスク

【円高は基準価額の下落要因です】

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

■ カントリーリスク

【投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です】

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいために想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

■ 流動性リスク

【市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です】

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

お申込みメモ

購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

信託期間

2025年7月14日まで（2010年7月1日設定）

決算日

毎年7月12日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配金額を決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

お申込不可日

以下に当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。

- ベトナムの取引所の休業日

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に3.30% (税抜き3.00%)を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%を乗じた額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年1.958% (税抜き1.78%)の率を乗じた額です。
 - その他の費用・手数料
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
 - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
 - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
 - 資産を外国で保管する場合の費用 等
 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
 ※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。
- ※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	ファンドの運用の指図等を行います。 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ： https://www.smd-am.co.jp コールセンター： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）
受託会社	ファンドの財産の保管および管理等を行います。 三井住友信託銀行株式会社
販売会社	ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会 第二種	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融先物取引業協会 一般社団法人	一般社団法人 投資信託協会	備考
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号	○		○	○		
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○		
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○		※1
寿証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第7号	○					
GMOクリック証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第77号	○	○		○		
Jトラストグローバル証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号	○					
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○	○		○		
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号	○	○				
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第20号	○					
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○			○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
株式会社SBI新生銀行（SBI証券仲介）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○			○		※1 ※2
株式会社SBI新生銀行（マネックス証券仲介）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○			○		※1 ※3
PayPay銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長（登金）第624号	○			○		
株式会社三井住友銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第54号	○	○		○		※1

備考欄について

※1：ネット専用 ※2：委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券 ※3：委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社

ベンチマークまたは参考指数に関する注意事項

- VNインデックスは、ホーチン証券取引所が公表する指数であり、その指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はホーチン証券取引所に帰属します。また、当ファンドを同取引所が保証するものではありません。

重要な注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡する最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

作成基準日：2023年7月12日